

広島県告示第六百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	介護予防サービス事業を廃止した事務所	所在地	廃止年月日
グッドライフ株式会社	福山市城見町二丁目二番二一号	指定福祉用具レンタル三和	福山市東町一丁目三番八号	平成一八年一月三十一日	
ユーアイ・ベルモニー株式会社	広島市西区南観音三丁目一六番一九号	平安閣ケアセンター福祉用具貸与事業所あつぷる広島店	広島市西区南観音三丁目一三番一一号ひらいちビル二階	平成一九年三月三十一日	
有会社社まごころネット	広島市南区段原三丁目三番二七号	まごころネット福祉用具貸与事業所	広島市南区段原三丁目三番二七号	平成一九年三月三十一日	